

# 保有個人文書 開示請求のご案内

## 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

## 保有個人情報

京都ビジネスリサーチセンターの従業員等が職務上作成し、または取得した個人情報であって、当該センターの従業員等が組織的に利用するものとして、当該センターが保有しているものをいいます。

## 開示請求制度

京都ビジネスリサーチセンターが保有する個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、何人も、当該センターが保有している自己を本人とする保有個人情報について、開示を請求することができます。（未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。）

## 開示請求の窓口

事務局で開示請求を受け付けています。

所在地：〒606-8501 京都市左京区吉田本町 36-1

京都大学経営管理大学院内 3 階

電話：075-753-3543

## 開示請求

所定の用紙に必要な事項を記載して、京都ビジネスリサーチセンター事務局にしてください。 (所定の用紙は事務局に要求ください)

## 事前相談

開示請求にあたり、保有個人情報の特定に関する事前相談を京都ビジネスリサーチセンター事務局で行っております。

## 開示請求における本人等確認書類

開示請求ができるのは、保有個人情報の本人およびその法定代理人のみであるため、本人であることまたは本人の法定代理人であることを示す書類が必要となります。

### (1) 請求者が本人である場合の確認書類

本人の住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)、在留カード、特別永住者証明書またはこれらの書類とみなされる外国人登録証明書等

請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたもの)等を添付してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

### (2) 請求者が本人の法定代理人である場合の確認書類 I および II

1. 本人の住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)、在留カード、特別永住者証明書またはこれらの書類とみなされる外国人登録証明書等
2. 戸籍謄本等の法定代理人の資格を証明する書類(複写物は認められません)

## 開示・不開示の決定

開示請求を受けた保有個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、開示・不開示の決定を行います。

不開示とする情報の例としては、

- 開示請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
- 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報
- 法人の正当な利益を害する情報
- 審議、検討等に関する情報

などがあります。

## 開示・不開示決定の通知

開示、不開示の決定は、原則として 30 日以内に行われ、書面（開示決定通知書等）で通知されます。

## 開示の実施

本センターにおける保有個人の開示の実施方法は、「個人情報の保護に関する法律」の例によります。

開示決定の通知を受けた方は、通知のあった日から 30 日以内に、文書または図画の場合には、閲覧または写しの交付、電磁的記録の場合には、出力物の閲覧・写しの交付、フロッピーディスクへの複写したものの交付などの開示の実施の方法を選択して、開示の実施方法等申出書により申し出てください。

希望する開示の実施方法は、開示請求書にあらかじめ記載しておくこともできます。

開示決定の通知において、必要な事項、手続きが示されますので、これに沿って手続きを進めて開示を受けてください。

## 訂正請求制度

開示を受けた保有個人情報について、内容が事実でないと思うときは、本センターに対して当該保有個人情報の訂正を請求することができます。（未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。）

本センターは、当該訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行います。

## 利用停止請求制度

開示を受けた保有個人情報について、不適法な取得、利用または提供が行われていると思うときは、本センターに対して当該保有個人情報の利用の停止等を請求することができます。（未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。）

本センターは、当該停止請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用の停止等を行います。

## 異議申立て

開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服がある場合は、本センターに対して、異議申立てをすることができます。

本センターは、異議申立てがあったときは、本センターにおける代表理事に諮問し、諮問に対する答申を受けて、異議申立てに対する裁決または決定を行います。